

**令和 8 年度
火山噴火緊急減災対策業務委託（中之島 R 8－1 工区）
特記仕様書（案）**

第 1 章 総則

第 1 条 適用範囲

本特記仕様書は、鹿児島県砂防課が実施する「令和 8 年度火山噴火緊急減災対策業務委託（中之島 R 8－1 工区）」に適用する。

第 2 条 適用仕様書

本業務の遂行にあたっては、この特記仕様書及び鹿児島県土木部制定「設計業務等共通仕様書」（令和 8 年 4 月改訂）、国土交通省策定の「国土交通省河川砂防技術基準 調査編」（令和 5 年 5 月版）、国土交通省砂防部策定の「火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン」（令和 5 年 3 月）「火山噴火に起因した土砂災害予想区域図作成の手引き（案）」（平成 25 年 3 月）、その他関係する指針・示方書によらなければならない。

また、参考文献等使用の場合は、その出典を成果品に明記すること。

第 3 条 前払金・部分払い

本業務は、保証事業会の保証がなされている契約金額 100 万円以上のものについては、当該契約金額の 10 分の 3 以内の前払金を請求することができる。
なお、部分払いは行わないものとする。

第 4 条 履行期限

本業務の履行期限は、令和 10 年 3 月 24 日（金）までとする。

第 5 条 調査員

本業務については、総括調査員、調査員を置くこととし、その職・氏名等については、別途通知する。

第 6 条 管理技術者

本業務については、受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知するものとする。

第 7 条 調査の為の立入り等について

受注者が測量等の為、他人の土地に立入または一時使用する場合は、地元民と十分協調を保ち、いたずらに摩擦等を起こさないよう心掛けなければならない。

作業の必要上生じる土地利用、伐採、踏み荒らし、測量標設置等の為の物件の補償は、特に指示しない限り、受注者の責任において処理しなければならない。

この場合、伐採物件の除去は最小限にとどめ、必ず調査員の立会いのもとに行うものとする。

この規程を守らなかったために生じた補償は、全て乙の責任とする。

第 8 条 訂正・補足

成果品納入後において、受託者（以下、乙）の責めに帰すべき誤りが発見されて、鹿児島県（以下、甲）がこの修正を要求した場合には、乙が乙の負担において速やかに訂正しなければならない。

第 9 条 資料等の貸与

本業務委託に関して必要となる資料等については貸与するものとするが、取扱いについては十分注意するものとする。

第 10 条 ウィークリースタンスの実施

業務の実施にあたっては、「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

第 11 条 受注者の責務

- ① 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことが出来る。
この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- ② 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

第 2 章 業務内容

第 12 条 業務目的

中之島において、令和 6 年 8 月に火山災害警戒地域に指定されたことを受け、火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定する必要があり、これにあたって、噴火シナリオ・火山砂防ハザードマップの作成、火山防災協議会の設置、地域防災計画の変更が必要となる。

このことから、令和 7 年度の検討委員会により保全対象及び土砂移動シナリオの検討を実施したところであり、引き続き、火山砂防ハザードマップと緊急減災対策砂防計画の策定及びこの策定に向けて各種分析・検討及び委員会の運営補助を行うことを目的とする。

第 13 条 業務範囲

検討範囲は、別紙図のとおりとする。（中之島（十島村））

第 14 条 業務内容

ア 計画準備

本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分に把握したうえで、業務実施にあたっての検討方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成する。

イ 資料収集整理

本業務の遂行に際して必要となる、①土地利用や法規制の状況、②保全対象となる社会資本などの状況、③防災対策の状況等に関する資料、④各町村の地域防災計画や⑤関係機関の資機材備蓄状況、⑥他火山における緊急減災ハード・ソフト対策事例等を収集・整理する。

ウ 現地調査

過年度の数値シミュレーション結果や社会条件、現地の状況等を調査する。

エ 数値シミュレーションの追加実施

第1回・第2回検討委員会における学識経験者の指摘等に基づき、想定現象の数値シミュレーションを実施し、必要に応じて火山砂防ハザードマップ（案）を更新する。

オ 対策を検討する土砂移動シナリオのケースの設定

想定される土砂移動シナリオのうち、緊急減災対策計画の対象とするケースについて、想定される影響の程度、保全対象の重要度、火山防災協議会等の避難計画等における想定等を総合的に勘案して検討する。

カ 対策方針の検討

イで収集・整理した資料の内容に基づき、①対策を実施できる期間、②実施可能な場所、③対策実施のための体制など、対策の制約条件について整理する。

また、緊急ハード・ソフト対策により対応する対象現象とその規模、実施内容、実施のタイミング等について、社会的な制約条件を踏まえて、土砂移動シナリオに対応した対策方針を検討する。

キ 緊急時に実施する対策の検討

対象とする土砂移動シナリオのケースごとに、対策方針やイで収集・整理した資料の内容に基づいて、緊急ハード対策及び緊急ソフト対策の具体的な実施内容について時系列でとりまとめ、緊急減災対策実行計画を作成する。

緊急ハード対策に関しては、対策工の配置、工種・工法、基本的な構造、施工のための仮設・資機材、工事の安全管理、施工に要する時間、対策の効果などについて検討する。

緊急ソフト対策に関しては、緊急時に実施する調査、監視観測機器の緊急的な整備、工事現場の安全確保や火山噴火に伴う土砂災害に対する避難対策を支援するために必要な情報提供に関する事項を検討する。

ク 平常時からの準備事項の検討

緊急減災対策実行計画に示した対策を実施可能なものとするために、対策を実施する際に必要となる手続きや調整事項など、平常時から準備が必要となる事項をとりまとめる。

また、平常時から準備することにより緊急時の実行性が高まる事項についても、その内容を整理する。

ケ 火山データベースの作成

緊急減災対策計画の検討の基礎資料とするため、中之島に関する詳細な地形データや数値シミュレーション結果を整理し、火山噴火リアルタイムハザードマップシステムに登録可能な形式へ変換して納品する。

コ 火山噴火緊急減災対策砂防計画(案)の策定

過年度業務や本業務の検討結果をとりまとめて、「中之島火山噴火緊急減災対策砂防計画（案）」を策定する。

なお、緊急減災計画（案）は、基本として対策方針、緊急減災対策実行計画（緊急ハード対策、緊急ソフト対策）、平常時からの準備事項からなる構成とし、計画編、基礎事項編、参考資料編等の分冊での作成を検討する。

サ 火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会の運営補助

令和 8 年度及び令和 9 年度開催予定の「中之島火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会」に向けて、開催準備、討議資料の作成、学識経験者や関係機関との調整、委員会とりまとめ等の運営補助を行う。

なお、委員会は 3 回開催予定である。

本業務で作成する緊急減災計画（案）は、「中之島火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会」において委員の承認を得ることとする。

シ 報告書作成

以上の検討結果を簡潔にとりまとめ、報告書を作成する。

ス 打合せ協議

打合せ協議は業務開始時、中間時、成果とりまとめ時の計 5 回以上を実施する。

なお、打合せを行う場合は、管理技術者が立ち会うものとする。

セ 成果品

以下のとおり提出する。

- (1) 業務報告書(A 4 版ドッジファイル) 2 部(概要版も含む)
- (2) 業務報告書電子データ (CD-R または DVD-R) 2 枚(正・副)
- (3) その他監督職員が指示するもの

ソ 資料の貸与

本業務に必要となる関連資料については、発注者より貸与する。

第3章 その他

第15条 疑義

本業務内容に疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

第16条 秘密の保持義務

受託者は、業務上知り得た業務内容及びその成果を、発注者の承認を得ずに第3者に知らしめてはならない。

第17条 電子成果品の作成

- (1) 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。
ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン（令和8年3月）：（以下、「ガイドライン」という。）」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。
- (2) ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体（CD-R）で正本1部、副本1部の計2部提出する。電子化しない成果品については従来どおりの取扱とする。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。
- (3) 電子成果品を提出する際は、鹿児島県の公開する電子納品チェックソフトによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出すること。

第18条 再委託

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

第19条 技術提案書

特定された技術提案書の内容については、業務に適切に反映するものとする。
また、技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、業務成績評定を減ずるなどの措置を行う。